

長与町告示第 8 8 号

長与町図書館図書等移転業務委託に係る一般競争入札の実施について

令和 8 年 8 月 18 日

長与町長 吉 田 慎 一

長与町図書館図書等移転業務委託について、一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び長与町財務規則（平成 17 年規則第 5 号）第 91 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 番 号 生涯第 29 号
- (2) 件 名 長与町図書館図書等移転業務委託
- (3) 履 行 場 所 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷地内（現長与町図書館）
長崎県西彼杵郡長与町北陽台地内（新長与町図書館）
- (4) 仕 様 別紙「仕様書」のとおり
- (5) 履 行 期 間 契約締結日から令和 8 年 12 月 1 日まで
- (6) 最低制限価格 無し

2 入札参加資格

この入札に参加する者は、入札書の提出締切時点で、次に掲げる要件を全て満たし、かつ、当該業務に係る長与町長から競争参加資格があることが確認された旨の競争入札参加資格確認通知を受けていることとする。

- (1) 令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 長与町工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成 17 年要領第 4 号）第 3 条及び第 4 条の規定により、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団をいう。）若しくは暴力団員等（同法第 2 条第 6 号に掲げる暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 所在地における国税（法人にあつては法人税をいい、個人にあつては所得税をいう。）、

- 道府県税及び都税（事業税をいう。）、市町村税並びに賦課金等を滞納していないこと。
- (7) 過去 10 年以内に、国（公団等を含む。）又は地方公共団体、高等学校・大学等の図書館と、この入札に付する事項及び同規模以上の図書点数の移転業務の実績があり、配架計画作成の経験を有する者を配置できること。
- (8) 入札参加資格の申請に際し、長与町が求めた個別添付書類が提出済みであること。

3 受付及び入札説明書等の配布期間、方法

- (1) 配布期間 公告日から令和 8 年 8 月 28 日（金）まで
- (2) 受付期間 公告日から令和 8 年 8 月 28 日（金）まで
- (3) 取得については、長与町ホームページからダウンロードすること。

4 暴力団排除について

長与町暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の町の事務又は事業により暴力団に利益を与えることがないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は入札に参加することができない。誓約書に違反した場合、契約解除等の措置を行う。

5 入札参加資格の確認等

- (1) 入札の参加希望者は、次の申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することはできない。

ア 提出期間 令和 8 年 8 月 18 日（火）から令和 8 年 8 月 28 日（金）まで
※土曜日、日曜日及び祝日を除く 9 時 00 分から 17 時 00 分まで。

イ 提出場所 「20 書類提出先、問合せ先」に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送（「一般書留郵便」もしくは「簡易書留郵便」に限る）による。郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

- (2) 提出書類は、次のとおりとする。

所定の競争入札参加資格確認申請書兼誓約書（様式 1）に、次に掲げる書類を添付して、提出するものとする。

ア 同種・類似業務の実績（様式 2）

実績は、過去 10 年以内に、国（公団等を含む。）又は地方公共団体、高等学校・大学等の図書館と、この入札に付する事項及び同規模以上の図書点数の移転業務に限り、当該契約の契約書の写しが確認できるもの、仕様書の写し又は業務完了確認書の写しを添付すること。

イ 配置予定の配架計画作成経験者の業務経験（様式 3）

経験は、過去 10 年以内に、国（公団等を含む。）又は地方公共団体、高等学校・大学等の図書館と、この入札に付する事項及び同規模以上の図書点数の移転業務に限る。

ウ 国税の未納がないことの証明書の写し。なお、提出日時点において当該証明日が

3か月以内のものとする。

エ 都道府県税の未納がないことの証明書の写し。なお、提出日時点において当該証明日が3か月以内のものとする。

オ 市町村民税の完納証明書の写し。なお、提出日時点において当該証明日が3か月以内のものとする。

(3) 申請書等の審査結果は、令和8年9月1日（火）までに競争入札参加資格確認通知書により通知する。郵送通知。（電話もしくは電子メール併用）を送付するものとする。

(4) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された申請書等は、返却しない。

ウ 提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

エ 提出期限後における申請書等の差し替え又は再提出は認めない。

6 仕様書等に関する質問

(1) 質問期間 公告日から令和8年9月1日（火）17時00分まで

(2) 質問方法 質問事項を指定の質問書（様式4）に記入のうえ、下記メールアドレスに送付すること。

長与町教育委員会生涯学習課：n-shogai659-1@nagayo.jp

(3) 質問回答 令和8年9月4日（金）12時00分までに、入札参加者に対しメールにて回答するものとする。

7 入札説明会

実施しないものとする。

8 入札書の記載

(1) 入札書（様式5）に記載する金額は、契約期間における総価を入札金額とする。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札に関する事項

(1) 持参又は郵送による入札とする。入札書は、「20 書類提出先、問合せ先」で指定する場所に提出すること。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかによること。

提出期限：令和8年9月9日（水）17時00分必着

(2) 入札書の日付は、入札書作成日を記載すること。

(3) 入札者は、入札書の記載事項（首標金額を除く。）について訂正したときは、訂正印

を押さなければならない。

- (4) 入札者は、業務に係る一切の諸経費を含めた契約金額を見積もらなければならない。
- (5) 入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (6) 入札者が1者であっても、入札を執行するものとする。
- (7) 入札回数は、初度入札及び再度入札を合わせて2回までとする。
- (8) 初度入札において落札者がいないときは、新たに日時及び場所を定め、再度入札を行うものとする。
- (9) 再度入札に参加することができる者は、初度入札が無効とされなかった者に限る。
- (10) 再度入札は、1回限りとする。
- (11) 再度入札の開札日時及び場所、入札書等の提出方法並びに到達期限については、再度入札に参加できるとされる者に対し、速やかに連絡するものとする。
- (12) 入札書用封筒等の記載方法、使用する封筒及び同封するものについては、「【別紙】入札書用封筒等の記載方法、使用する封筒及び同封するもの」を参照のこと。
- (13) 競争入札参加資格確認結果通知書を受理した後、入札完了までに入札を辞退する場合は、開札の前日 17 時 00 分までに入札辞退届（様式 6）を「20 書類提出先、問合せ先」で指定する場所に提出すること。

10 開札に関する事項

(1) 開札日時及び場所

ア 開札日時 令和8年9月10日（木）13時30分

イ 開札場所 長与町役場2階第2会議室

- (2) 開札の立会は、応札者であれば立会うことができる。ただし、1事業者1名とする。
- (3) 立会いを希望するものは、開札日前日までに「20 書類提出先、問合せ先」に連絡すること。
- (4) 立会い者が2名未満の場合、当該入札事務に関係の無い職員を立ち合わせ、最低立会者を2名とする。

11 入札の無効

次に掲げる場合は、その入札は無効とする。

- (1) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定又は契約担任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (4) 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (5) 入札者が談合して入札したとき。
- (6) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (7) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。
- (8) 入札書提出期限を過ぎて到着したとき。
- (9) 入札書に記名押印がないときその他必要な記載事項を確認できないとき。

12 落札者の決定に関する事項

- (1) 定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低価格となる総価をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札候補者は、入札額の基礎となる料金等の総額を記載した入札内訳書を、発注者が別に指定する日までに提出すること。
- (2) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (3) 当該落札候補者が事後審査の結果、条件を満たしていないと認められた場合は、当該入札の次順位者を落札候補者とし、事後審査を行うものとする。以降、同じ。

13 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア、又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金額以上の金額につき、保険会社との間に本町を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、国（公団等を含む。）又は地方公共団体と、この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書類として、この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約であり、すでに履行期間を終えているものの契約書の写しを提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

- (2) 入札保証金の納入期限

入札参加者は、長与町が発行する納入通知書により、入札日の郵送日までに、指定する金融機関において入札保証金を納入し、領収書の写しを入札書と併せて提出するものとする。

なお、長与町が発行する納入通知書は、競争入札参加資格確認通知書と併せて送付する。

- (3) 入札保証金の返還等

入札参加者は、下表の区分に応じ、入札保証金の返還に係る請求書を長与町役場会計課に提出するものとする。長与町は、請求書を受理した後、30日以内に返還する。その際、入札保証金には利息を付さないものとする。

区 分	入札保証金の返還に係る請求書提出の時期
落札者	契約締結後
落札者以外	開札終了後

- (4) 落札者が契約を締結しないとき

落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は、町に帰属するものとする。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の 100 分の 10 の金額を納付しなければならない。ただし、次のア、又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除されるものとする。

ア 落札者が保険会社との間に長与町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約者が、国（公団等を含む。）又は地方公共団体と、この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書類として、この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約であり、既に履行期間を終えているものの契約書の写しを提出したとき（その者が、当該契約を確実に履行するものと認められるときに限る。）。

- (2) 契約保証金の納入期限

落札者は、長与町が発行する納入通知書により、落札決定の通知の日から 7 日以内に、指定する金融機関において契約保証金を納入し、領収証書の写しを契約書と併せて提出しなければならない。なお、当該納入通知書は、落札決定通知書と併せて送付する。

- (3) 契約保証金の還付

契約保証金を納入した落札者は、契約履行後に契約保証金の還付に係る請求書を長与町役場会計課に提出するものとする。長与町は、請求書を受理した後、30 日以内に還付する。その際、契約保証金には利息を付さないものとする。

- (4) 契約保証金の長与町への帰属

長与町財務規則第 115 条第 1 項各号の該当による契約の解除の場合（同項第 1 号の該当による契約の解除の場合は、落札者（契約相手方）の責めに帰すべき理由があるときに限る。）は、契約保証金は、長与町に帰属するものとする。

15 契約書の提出

落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が競争入札参加資格を有しなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

落札者は、契約書に記名押印し、落札の翌日から 7 日以内にこれを長与町長に提出しなければならない。

- (1) 落札者は、契約書に仕様書等を袋とじしたものを 2 部作成する。

- (2) 「契約書」は、町、契約の相手方各 1 部を所持する。

16 前払い金

本契約においては、前払金の支払は行わない。

17 支払条件に関する事項

- (1) 委託料の支払いは完成払いとし、検査合格後、受注者から請求書により発注者へ請求するものとする。

- (2) 発注者は、(1)の請求があったときは、請求書を受理した日から起算して 30 日以内に支払わなければならないものとする。

18 異議の申し立てに関する事項

入札をした者は、入札後、公告、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

19 その他

- (1) 申請書等及び入札書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、入札参加停止を行うことがある。
- (3) 入札参加者は、この公告文書及び仕様書等を熟読し、これを遵守すること。
- (4) 契約の履行に関して各種手続が必要な場合は、積極的に協力すること。
- (5) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 仕様書等に特段の定めがない事項については、その他関係規定を承知の上入札すること。
- (7) その他記載されていない事項については、地方自治法、同法施行令、同法規則等関係法令及び長与町財務規則等の関係例規の定めによること。

20 書類提出先、問合せ先

長与町教育委員会生涯学習課 社会教育班（長与町役場 2 階）

〒851-2185

長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 659 番地 1

電話 095-801-5682（直通）、095-883-1111（代表）内線 232

FAX 095-883-7151

メール n-shogai659-1@nagayo.jp

※生涯学習課での問合せは、土曜日、日曜日及び祝日を除く、9 時 00 分から 17 時 00 分までとする。